

## 一般財団法人札幌下水道公社 契約職員（障がい者）募集要項

勤務職場		一般財団法人札幌下水道公社 本社（総務課）										
雇用期間		令和8年4月1日～令和9年3月31日（12ヶ月） （勤務実績等を勘案し、原則2回まで更新可） ※合格者と調整の上、入社日を決定										
募集期間		令和8年4月10日まで（当日消印有効）										
勤務形態	区分	契約職員（フルタイム勤務） ※障がい者雇用										
	勤務時間	正規の勤務日 8:45～17:15（うち休憩時間 12:15～13:00）										
	週休日	土曜日及び日曜日（完全週休二日制）										
	休日	祝日法に定める休日、年末年始（12/29～1/3）										
業務内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与、労務に関する事務補助</li> <li>・ ワード、エクセルによる資料作成</li> <li>・ 専用ソフトによるデータ入力</li> <li>・ 勤怠管理に関する事務補助</li> <li>・ 来客対応、電話対応</li> <li>・ その他一般庶務に関する事務補助</li> </ul>										
給与等	給料	初年度：月額 203,500 円 2年度目以降：月額 208,600 円 資格手当：簿記検定（1級・2級）月額 3,000 円 簿記検定（3級）月額 2,000 円										
	通勤手当	交通機関利用の場合 運賃相当額（最高限度額 150,000 円） 自動車等利用の場合 片道距離に応じて 2,500 円～39,200 円 マイカー通勤は駐車場自己確保、自己負担										
	加給金	R8年度（6月=0.725ヶ月、12月=1.95ヶ月）、R9年度（6月=1.95ヶ月、12月=1.95ヶ月）										
	時間外・休日勤務手当 （1時間当たり単価割増）	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: none;">┌</td> <td style="border: none;">正規の勤務日</td> <td style="border: none;">深夜以外：125/100</td> <td style="border: none;">深夜：150/100</td> <td style="border: none;">└</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">└</td> <td style="border: none;">週休日及び休日</td> <td style="border: none;">深夜以外：135/100</td> <td style="border: none;">深夜：160/100</td> <td style="border: none;">┌</td> </tr> </table>	┌	正規の勤務日	深夜以外：125/100	深夜：150/100	└	└	週休日及び休日	深夜以外：135/100	深夜：160/100	┌
	┌	正規の勤務日	深夜以外：125/100	深夜：150/100	└							
└	週休日及び休日	深夜以外：135/100	深夜：160/100	┌								
支給日（銀行振込）	翌月 21 日（時間外手当含む、週休日の場合は前日へ繰上げ支給）											
休暇	年次有給休暇日数	10 日（雇用期間更新の場合は次年度繰越可） 休暇取得単位は 1 日・半日単位・1 時間単位										
	夏季休暇	5 日（6/1～9/30、12/1～3/31）1 日・半日単位での付与										
	その他特別休暇	結婚・忌引・出産・育児・病気等（契約職員取扱要領による）										

保険・年金等	保険・年金関係	健康保険、厚生年金、雇用保険、労災補償
	福利厚生	(公財) 札幌市中小企業共済センター (さぼーとさっぽろ) に加入
	退職金	なし
	その他	職場親睦会 (さくら会) : 会費月額 500 円 行事等 : 歓送迎会、観楓会、忘年会、スポーツ大会参加費、お茶代など 定期健康診断 (年 1 回)
申込み・お問い合わせ先		〒062-0906 札幌市豊平区豊平 6 条 3 丁目 2 - 1 札幌市下水道河川局庁舎 5 階 一般財団法人札幌下水道公社 担当 : 総務係 高橋 電話 (011) 818-3670 E-mail:takahashi@sapporo-src.com ※お電話でのお問い合わせは、平日 8 : 45 ~ 17 : 15 にお願いします。
ここに定めのないものは、就業規則、契約職員取扱要領等関係規定による。		

※ 内容は令和 8 年 3 月 18 日現在のものであり、その後変更されることがあります。